

生活サポート総合補償制度 2020年度改定のご案内

日頃は生活サポート総合補償制度へのご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当補償制度は2006年当時、保険業法改正という大きな壁を乗り越え、各地の旧互助会制度を引き継いだ形で誕生した知的障害児者・自閉症児者の日々の暮らしをサポートするための他に例のない制度です。

年齢にかかわらず、知的障害児者、自閉症児者の方であればご加入いただけ、また既往症も補償できるという特色から現在全国の会員は約140,000人にまで達しました。これもひとえに皆さまのご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、本年5月の当会総会において、当補償制度の安定維持、発展を目指すべく、2020年4月1日より制度改定を実施することが決議されましたのでその内容をお知らせいたします。

1. 制度掛金及び補償内容について

■プランA・プランBの掛金に変更されます。

	現 在	変更後
A	17,000 円	19,500 円
B	23,000 円	25,200 円
C	22,000 円	変更なし

- 付添介護は、1日につき3時間以上行った場合に補償されます。
 - 新たに、**プランB**には「**弁護士費用等補償特約**」が付帯されます。
 - 「**弁護士費用等補償特約**」の補償範囲に、「**弁護士接見費用（※）**」が加わります。
- （※）被保険者の逮捕・勾留中に接見（面会）した弁護士に対して支払う費用。

2. プランBのご加入年齢について

○新規でご加入をご検討の方

2020年4月1日より毎年**4月1日時点で0歳～64歳**までの方がご加入いただけます。

2020年4月1日時点で満65歳以上の場合、新規でプランBにご加入いただくことはできません。



○すでにご加入の方でプランBに切替をご検討の方

再来年2021年4月1日時点で満65歳以上の方の場合、「2020年度制度会員継続のご案内」

（来年2020年2月頃に発送予定）同封のはがきでの切り替えが最終となります。

3. 改定実施にむけたスケジュール

既会員の方々には、改定内容の詳細について、「2020年度制度会員継続のご案内」（2020年2月頃に発送予定）にて再度お知らせしますので、必ずご確認ください。